

訪問看護ステーション「はな」 重要事項説明書

本説明書は、当訪問看護ステーションがお客様に提供する訪問看護サービスに関する重要事項について説明するものです。

1 事業所の概要

事業所名	訪問看護ステーション「はな」	
所在地	福岡市西区下山門2丁目9番6号	
介護保険事業者番号	福岡市 4061190395	
管理者及び連絡先	氏 名	連絡先
	たなかひでこ 田中秀子	092-834-6538
サービス提供地域	福岡市・糸島市	

2 事業所の職員体制等

職 種	従事するサービス種類、業務	資格	人 員
統括所長	運営管理	看護師	1名
管理者	訪問看護業務管理	看護師	1名
訪問看護職員	訪問看護業務	看護師	6名（常勤） 4名（非常勤）
リハビリ職員	リハビリテーション業務	作業療法士 理学療法士	1名（非常勤） 1名（非常勤）
事務担当職員	総務及び経理	—	1名

3 営業日・営業時間

営業日	月曜日から土曜日 (年末年始 12月30日から1月3日までを除く)
営業時間	月曜日～金曜日：9時から17時30分 土曜日：9時から13時
営業時間外	電話等で24時間連絡・相談が可能 必要時には訪問可能

4 事業目的と内容

1) 事業の目的

本事業は病気や障害でかかりつけ医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を必要と認めた療養者に対し、介護保険法令等、並びに健康保険法令等に基づき、当事業所の従業者が適切な看護サービスを提供し、居宅においてより安定した療養生活が送れる様に支援をします。

2) サービスの内容

- 症状及び心身の状態観察

- 清拭・入浴介助等清潔のケア及び療養上の世話
- 床ずれの予防・処置及びカテーテル等の管理
- 医師の指示による医療的ケア（点滴等注射の管理・創処置等）
- 在宅リハビリテーション
- ターミナルケア
- 認知症の看護
- 家族への介護指導・精神的ケア

5 訪問看護の申し込み及び開始方法

- ① ご本人、ご家族様より主治医に訪問看護の利用についてご相談下さい。
- ② ケアプラン作成を依頼している居宅介護支援事業者、又は担当の包括支援センターにお問い合わせでご相談下さい。
- ③ かかりつけ医が訪問看護の利用を必要と認めて、訪問看護ステーションに訪問看護指示書が交付された後、訪問看護を開始いたします。

6 訪問看護利用料金について（具体的な利用者負担金は下記のとおりです）

1）介護保険（介護予防）

- 負担割合証の割合に応じた額
- 厚生労働大臣が認めた基準によるものとし、法廷代理受領サービスであるときはその1割とします。

<利用料金表>

（一割負担の場合）

項 目	介護保険	介護予防
訪問看護Ⅰ 1 20分未満	313単位（335円）	302単位（323円）
訪問看護Ⅰ 2 30分未満	470単位（503円）	450単位（482円）
訪問看護Ⅰ 3 30分以上1時間未満	821単位（878円）	792単位（847円）
訪問看護Ⅰ 4 1時間以上1時間30分未満	1125単位（1204円）	1087単位（1163円）
訪問看護Ⅰ 5 20分（リハビリ）	293単位（314円）	283単位（303円）
訪問看護Ⅰ 5 40分（リハビリ）	586単位（627円）	566単位（606円）
訪問看護Ⅰ 5（2超）60分（リハビリ）	792単位（847円）	426単位（456円）
訪問看護サービス提供体制加算	6単位（6円）	6単位（6円）

※ 交通費はサービス実施地域内においては算定しません。実施地域外は実費相当額を算定します。

※ 介護保険法に基づき訪問時間によって一定の割り増し料金を徴収します。早朝（6時～8時）夜間（18:00～22:00）は、基本料金の1.25倍、深夜（22:00～翌朝6:00）は、基本料金の1.5倍

※ 訪問看護提供時間が1時間30分を超過したときは、延長料金として30分につき1,000円を別途徴収します。

※ 病状・様態によって緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナル

※ ケア加算を算定します。

※ 日曜日等営業日以外の訪問は医師の指示に基づき、必要に応じて計画的な訪問を実施します。

2) 医療保険

医療保険での利用の場合、健康保険法等又は、後期高齢者医療制度に基づき所定の額を徴収します。(利用者負担 1 割～3 割)

<基本療養費以外の料金内訳>

詳細は別紙料金算定表をご参照下さい。

- 24 時間対応体制加算 月 1 回 6,400 円
- 特別管理加算 月 1 回 5,000 円・2,500 円
- 長時間訪問看護加算 週 1 回あたり 5,200 円
- 難病等複数回訪問加算 1 日 2 回訪問の時 4,500 円
1 日 3 回訪問の時 8,000 円
- 退院時共同指導加算 退院時 1 回 8,000 円
- 退院支援指導加算 退院日 1 回のみ 6,000 円
- 看護・介護職員連携強化加算 月 1 回 2,500 円
- ターミナルケア加算 1 1 回のみ 25,000 円
ターミナルケア加算 2 1 回のみ 10,000 円
- 夜間・早朝・深夜訪問看護加算
18 時～22 時または 6 時～8 時 1 時間あたり 2,100 円
22 時～翌朝 6 時 1 時間あたり 4,200 円
- 訪問看護情報提供療養費 月 1 回 1,500 円
 - ① 市町村等からの求めに応じて情報を提供した場合
 - ② 義務教育諸学校に入学時、転学時等により、初めて在籍することとなる利用者について、義務教育諸学校からの求めに応じて情報を提供した場合
 - ③ 保険医療機関等に入院し、又は入所する利用者について情報を提供した場合

<保険外利用料金>

- 日曜日・年末年始の訪問看護を行った時、休日加算として 1 回あたり 1,000 円
- 訪問看護提供時間が 90 分を越える場合延長料金として 30 分あたり 1,000 円
- 訪問看護で行う死後の処置料 10,000 円(処置に伴う材料代を含む) 但し営業時間外の訪問の時は、上記の営業時間外料金を併せて徴収します。

7 支払いについて

訪問看護利用料金は、次のいずれかの方法によりお支払い頂きますようお願い致します。

- 現金払い：月 1 回お支払い願います（原則月初旬に所定の請求書を持参します）
- 銀行振り込み（期日までに利用者の方でお振り込み願います。手数料は利用者負担となります。）
- 銀行口座引き落とし：希望される方は所定の手続きをお願いします。

8 サービス利用の中止

利用者がサービスの利用の中止をする際には、速やかに所定の連絡先までご連絡ください。

連絡先	訪問看護ステーション「はな」	
電 話	092-834-6538	Fax 092-894-5580
担 当	管理者 たなかひでこ 田中秀子	

9 運営方針等

- ① 事業所の訪問看護はご本人、ご家族の意思と人格を尊重し、ご自宅において可能な限り自立した生活が営めるように支援いたします。
- ② かかりつけ医の訪問看護指示書に基づき、ご利用者様の病状、心身の状況を踏まえて看護計画を作成し、適切な看護サービスを提供します。
- ③ 当事業所の訪問看護員は計画的に研修に参加し看護サービスの質の向上に努めます。
- ④ 事業の実施に当たっては、関係市町村、保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

10 緊急時・事故発生時の対応

- ① 訪問看護実施中に事故、体調の急変等が生じた場合は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、事前の打ち合わせに基づき、家族、かかりつけ医、居宅介護支援事業者等に連絡し、対応いたします。
- ② サービスを提供するに当たって当事業所が賠償すべき事故が発生した場合は速やかに誠意を以って対応し、損害賠償を行います。
- ③ 事故が発生した際には、その原因を解明し、必要に応じて事故対策委員会を設置し、再発防止の対策を講じます。
- ④ 当事業所は、営業時間外にも対応できるように、介護保険法並びに健康保険法等に基づき、緊急時訪問看護加算、24 時間対応体制加算を算定しています。

(承諾します ・ 必要なし)

医療機関等 (かかりつけ医)	医療機関名 住 所 連 絡 先
緊急連絡先	氏 名 住 所 連 絡 先
緊急連絡先 (不在時)	氏 名 住 所 連 絡 先

11 相談窓口、苦情対応

提供した訪問看護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じます。

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

相談窓口	電話番号	092-834-6538
	FAX 番号	092-894-5580
	相談員（責任者）	たなかひでこ 田中秀子
	対応時間	午前 9 時～午後 5 時 30 分
	※ 時間以外についても、電話、FAX 等にて受け付けし、後日速やかに対応致します。	

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

福岡市	東区保健福祉センター	☎092-645-1069
	博多区保健福祉センター	☎092-419-1081
	中央区保健福祉センター	☎092-718-1102
	南区保健福祉センター	☎092-559-5125
	城南区保健福祉センター	☎092-833-4105
	早良区保健福祉センター	☎092-883-4355
	西区保健福祉センター	☎092-895-7066
糸島市	介護保険課	☎092-323-1111(代表)
福岡県国民健康保険団体 連合会（国保連）	所在地	福岡市博多区吉塚本町 13-47
	電話番号	092-642-7859
	FAX 番号	092-642-7857
	利用時間	平日 午前 9 時～午後 5 時

12 当法人の概要

法人の名称	特定非営利活動法人 緩和ケア支援センターコミュニティ
代表者名	理事長 平野頼子
所在地・連絡先	福岡市西区下山門 2 丁目 9 番 6 号 電話番号： 092-834-6741 FAX : 092-894-5580 E-mail : info@kanwa-care.jp
併設事業所	居宅介護支援事業所「ケアプランセンターはな」
関連事業所	看護小規模多機能型居宅介護「三丁目の花や」